

御船町買取り型災害公営住宅整備事業（小坂地区）
事業者募集要領等に関する質問への回答・公表（第2回目）

平成30年7月20日
御船町 建設課

質問に対する回答は以下のとおりです。

質問	回答
ドアスコープは必須条件ですか。	必須条件ではありません。
募集要項に記載がありませんが、開口部の侵入防止対策は御船町設計標準のとおりでしょうか。	御船町設計標準のとおりです。
募集要項に記載がありませんが、オール電化対応でしょうか。	オール電化対応は必須ではありませんが、IHコンロ用のコンセントは確保をして下さい。
御船町設計標準では外部仕上げの屋根はガルバ鋼板と記載ありますが、募集要項では、ガルバ鋼板又は粘土瓦と記載があり、どちらが正しいのでしょうか。	募集要項のガルバ鋼板又は粘土瓦で提案下さい。
宅地の分筆、境界杭の設置まで必要ですか。	宅地の分筆は必要ありません。ただし、各敷地の境界明示は必要です。
様式集P4では3-3①～④と記載がありますが、実際の様式では、3-3①～③までしかありません。	様式集P4の3-3①～④を3-3①～③に修正をお願いします。
当初の売買契約は（造成・許認可・建物）で、売買変更契約は（建物追加変更・地盤・外構など）の理解で宜しいでしょうか。	当初の売買契約の内容は、売買契約書(案)をご参照ください。なお、売買変更契約は、当初の売買契約から変更があった場合に締結します。
農地転用・土壌汚染対策法の提出・許可も御船町名義にて選定事業者が行うのでしょうか。	農地転用は、町において手続きを行います。土壌汚染対策法の届出は町名義で選定事業者が行ってください。
造成計画の宅盤GLについて、近隣地番、残土排出量、排水計画、土留めなどを鑑みての提案でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。
様式集の3-3②・③において模型写真等とありますが、模型そのものは禁止との理解でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりです。

質問	回答
様式集 P 33 の附帯施設・共同施設整備費における内訳（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）は造成・外構工事ではないのでしょうか。	提案書類説明書(様式集) P 33 に記載のとおりです。附帯施設・共同施設整備費を建築工事・電気設備工事・機械設備工事に分けて、参考売買価格を記載してください。
現場事務所及び現場事務所用地の確保は選定事業者で行うのでしょうか。また、借地料などの負担も選定事業者でしょうか。	質問内容のとおりです。ただし、建設敷地内で工事の支障とならない場合は、現場事務所の設置は可能とします。
選定後、地盤調査により予期せぬ対策が必要となった場合の施工方法や費用は協議いただけるのでしょうか。	地質調査結果により施工方法・費用は協議します。
電柱移設の必要が生じた場合の費用は事業者負担でしょうか。	原則、事業者負担になります。ただし、内容によっては協議します。
敷地内雑草の伐採費用は事業者負担でしょうか。	事業者負担になります。
特殊基礎が必要か判定する目的として地盤調査を行うことは可能でしょうか。	地質調査については、基本協定締結後になります。